

新城市畜産振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、畜産の振興を図るため、畜産農家等に対し、市の予算の範囲内で交付する新城市畜産振興事業補助金（以下「補助金」という。）について、新城市補助金等交付規則（平成17年新城市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「畜産農家等」とは、市内において畜産業を営む個人又は法人（以下「畜産農家」という。）、及び畜産農家又は畜産関係者で組織する団体をいう。

(交付の対象及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1に掲げる事業とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 補助金の種類、補助対象者、補助対象経費及び補助率は、別表第1のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、新城市畜産振興事業補助金交付申請書（様式第1）に事業計画書（様式第2）を添付して、別に指示する期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分についてはこの限りでない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、新城市畜産振興事業補助金交付決定通知書（様式第3）により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付するものとする。

(変更等の申請)

第6条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ新城市畜産振興事業補助金交付変更申請書（様式第4）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助対象経費の配分を変更しようとするとき。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件を変更したときは、新城市畜産振興事業補助金交付変更決定通知書（様式第5）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた後において、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ新城市畜産振興事業補助金補助事業中止（廃止）申請書（様式第6）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、新城市畜産振興事業補助金補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第7）により補助事業者に通知するものとする。

（状況報告）

第8条 補助事業者は、別表第2に掲げる事業については、補助事業に着手し、又は完了したときは、着手又は完了の後速やかに新城市畜産振興事業補助金補助事業着手（完了）報告書（様式第8）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告のほか、別表第2に掲げる事業に限らず、補助事業者は補助事業の遂行の状況に関する報告を求めることができる。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、完了若しくは廃止した日から起算して20日以内又は補助金の交付の決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、新城市畜産振興事業実績報告書（様式第9）に事業実績書（様式第2）を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により報告を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、新城市畜産振興事業補助金交付確定通知書（様式第10）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付の額が確定した後に行うものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部について概算払又は前金払をすることができる。

3 補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、新城市畜産振興事業補助金交付請求書（様式第11）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 天災、地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により補助金の交付の目

的の達成が困難であると認めるとき。

- (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業者が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助事業者が法令又は条例若しくは規則に違反して補助事業を行ったとき。
- (5) 補助事業者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (6) その他市長が不適當と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、新城市畜産振興事業補助金交付取消決定通知書（様式第 12）により補助事業者に通知するものとする。

（調査）

第 13 条 市長は、事業の適正化を図るため、必要に応じて補助の対象となった物件等の管理状況、その他必要な調査を行うことができる。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、改正後の要綱の施行の日以後になされる補助金の交付の申請について適用し、同日前になされた廃止前の各種畜産関係補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付に係る申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

補助金の種類	事業の目的	補助対象者	補助対象経費	補助率
乳用雌牛・肉用繁殖牛導入事業補助金	地域の畜産基盤の維持・拡大を図る。	愛知東農業協同組合酪農部会及び愛知東農業協同組合和牛部会、又は市内に居住し、かつ、市内において酪農経営又は和牛繁殖経営を営む者	当該年度に導入した家畜の購入費及び繁殖に供する雌子牛を自家保留した場合の奨励金 (1)乳用牛の初妊牛の購入費 (2)家畜市場から導入する和牛繁殖用雌牛の購入費 (3)以下の要件を満たす自家保留牛への奨励金 ・ゲノミック評価（測定時）のうち、脂肪交雑以外（枝肉重量・ロース芯面積・バラ厚・皮下脂肪厚・歩留基準値）の 2 項目以上が上位 1/4 以上（A 以上）であること。 ・月齢が 12 ヶ月以上であること。	(1)乳用牛 1 頭につき 50,000 円以内 (2)和牛繁殖用雌牛 1 頭につき 50,000 円以内 (3)自家保留牛 1 頭につき 50,000 円以内
牛ワクチン接種事業補助金	牛の感染症疾病に感染するリスクを抑え、畜産経営の安定と家畜防疫を徹底することを目的とする。	新城市牛防疫対策協議会	市内の牛飼養農家が飼養する牛へのワクチン接種に要する経費	補助対象経費の全額
全国畜産共進会出品費補助金	本市の酪農及び和牛振興のため、乳牛及び和牛の改良と資質向上をはじめ、全国の畜産農家等の技術の研さんの場となる全国段階の畜産共進会への出品を支援する。	愛知東農業協同組合酪農部会、愛知東農業協同組合和牛部会及び愛知東農業協同組合肉牛部会	全国畜産共進会への出品等に要する経費	出品牛 1 頭当たり 100,000 円以内
和牛生産性向上対策事業補助金	早期に牛の遺伝的能力を判明することができ「ゲノ	愛知東農業協同組合和牛部会、肉牛部会又は市内に居	以下の要件に該当する牛のゲノミック評価に要する経費	対象牛 1 頭につき補助対象経費の 1/2 以

助金	ミック評価」を利用して、和牛子牛の生産性と市場価値の向上を図ることを目的とする。	住し、かつ市内において和牛繁殖経営を営む者	(1) 5 歳以下の繁殖母牛 (2) 繁殖供用予定の雌子牛 (3) 月齢 12 ヶ以上の愛知東農業協同組合管内生まれの肥育素牛 (4) 全国和牛能力共進会の出品牛を選抜するための候補牛	内
畜産競争力強化対策整備事業補助金	生産コストの削減、規模拡大、外部支援組織の活用、優良な乳用後継牛の確保、和牛主体の肉用子牛の生産拡大等、地域一体となって畜産・酪農の収益力・生産基盤強化を図る取組を支援する。	市内の畜産経営者を構成員に含むクラスター協議会	知事の認定を受けた畜産クラスター計画に基づき、地域の畜産の収益性の向上に資する次の(1)から(5)までに掲げる施設及び当該施設と一体的に整備する設備の整備に要する経費 (1) 家畜飼養管理施設 (2) 家畜排せつ物処理施設 (3) 自給飼料関連施設 (4) 畜産物加工、展示・販売施設 (5) (1)から(4)までの施設の補修・改修	補助事業費、又は、間接補助事業費の 1/2 以内 ただし、施設等の整備に当たっては、原則として国が示す基準事業費を補助対象の上限とする。
受精卵集中移植事業補助金	付加価値の高い素牛生産を実施し和牛繁殖農家の経営の安定化を図ることを目的とする。また、地域の酪農経営基盤の維持及び経営の安定化を図ることを目的とする。	愛知東農業協同組合酪農部会及び愛知東農業協同組合和牛部会、又は市内に居住し、かつ、市内において酪農経営又は和牛繁殖経営を営む者	以下の要件に該当する経費 (1) 事業年度内に実施した和牛受精卵集中移植に係る新鮮受精卵及び凍結受精卵の購入に要した経費 (2) 事業年度内に実施した和牛受精卵集中移植に係る採卵のために要した経費	(1) 受精卵 1 卵につき、10,000 円以内 (2) 採卵 1 回につき 15,000 円以内

別表第 2（第 8 条関係）

新城市畜産振興事業補助金補助事業着手（完了）報告書の提出を要する事業
畜産競争力強化対策整備事業

様式第 1（第 4 条関係）

新城市畜産振興事業補助金交付申請書

年 月 日

新城市長

申請者
住 所
団体名
代表者職氏名
連絡先

年度において、新城市畜産振興事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 補助金の種類
- 2 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 3 補助事業の施行期間
- 4 補助金交付申請額
金 円
- 5 補助金交付申請額の算出方法
- 6 補助事業の経費の配分及びその使用方法
- 7 添付書類
 - （１）事業計画書（様式第 2 の●）
 - （２）その他市長が必要と認める書類

様式第2の1（第4条、第9条関係）

乳用雌牛・肉用繁殖牛導入事業計画書（実績書）

1 事業の目的（実績）

2 事業の内容

3 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 事業実施計画（実績）

（1）方針

（導入する牛の血統や更新計画など、地域としての取組方針を記載すること。）

（2）導入計画（実績）

（単位：戸、頭、円）

畜種	区分	導入等 （予定） 時期	導入等 （予定） 農家数	導入等 （予定） 頭数	1頭当たり 補助単価	補助金 申請（実績）額
ホルスタイン	導入					
和牛繁殖用雌牛	導入					
和牛繁殖用雌牛	自家保留					
計						

【参考】地域全体の飼養計画（実績）

（単位：頭）

畜種	現状の 飼養頭数	導入（予定） 頭数	廃業又は 廃棄頭数	導入後（予定） 飼養頭数

5 収支予算（精算）

（１）収入の部

（単位：円）

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減 (△は減額)	備 考
市補助金				
計				

（２）支出の部

（単位：円）

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減 (△は減額)	備 考
導入費等助成金				
計				

6 添付書類

〔※事業計画書の場合〕

- （１）部会規約
- （２）部会員名簿
- （３）部会の事業計画書及び収支予算書
- （４）農家別導入計画明細書（淘汰事業明細書含む）
- （５）その他市長が必要と認める書類

〔※事業実績書の場合〕

- （１）部会の事業実績書及び収支決算書（案でも可）
- （２）農家別導入実績明細書（淘汰事業明細書含む）
- （３）家畜を購入したことを証する書類（市場購買伝票等の写し）
- （４）導入又は自家保留した牛の個体識別情報
- （５）その他市長が必要と認める書類

牛ワクチン接種事業計画書（実績書）

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容

3 補助事業の施行期間

着手（予定） 年 月 日

完了（予定） 年 月 日

4 補助金交付申請額（実績額）の算出基礎
金 円

5 補助対象経費の内訳

区 分	ワクチン接種に 要する(した)経費	備 考
	円	
合 計		

6 収支予算（精算）書

（１）収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	備考
市補助金	円	円	円	
計				

（２）支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	備考
消耗品等購入費	円	円	円	
計				

7 添付書類（実績書の場合）

領収書等の写し

全国畜産共進会出品事業計画書（実績書）

1 補助事業の目的

2 補助事業の施行期間

着手（予定） 年 月 日

完了（予定） 年 月 日

3 補助金交付申請額（実績額）の算出基礎

出品牛1頭につき100,000円以内

4 補助事業の内容、経費の配分及びその使用方法

（1）事業内容及び経費の配分

事業内容			
経費の配分	事業費 (A)+(B)+(C)		円
	負担区分	市補助金 (A)	円
		自己資金 (B)	円
		その他 (C)	円

（2）経費の使用方法（収支予算(精算)）

（ア）収入の部

（単位：円）

区分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減
市補助金			
自己資金			
その他			
計			

(イ) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減
計			

5 添付書類

(1) 共進会の概要に関する書類

※実績書にあつては「共進会審査結果に関する書類」

(2) 出品者及び出品牛に関する書類

※実績書にあつては「支出内容を証する書類（領収書の写し）」

様式第2の4（第4条、第9条関係）

和牛生産性向上対策事業計画書（実績書）

1 事業の目的（実績）

2 事業の内容

3 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 事業実施計画（実績）

（1）方針

（ゲノミック評価結果をもとに、どのように和牛改良を図っていくかなどの方針を記載すること。）

（2）1頭当たりの補助率及び補助額

検査料 円/頭×1/2＝ 円/頭

（3）実施計画（実績）

（単位：戸、頭、円）

検査実施 （予定）農家数	検査実施頭数	1頭当たり 補助単価	補助金 申請（実績）額

5 収支予算（精算）

（１）収入の部

（単位：円）

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減 (△は減額)	備 考
市補助金				
計				

（２）支出の部

（単位：円）

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減 (△は減額)	備 考
検査料助成金				
計				

6 添付書類

〔※事業計画書の場合〕

- （１）部会規約
- （２）部会員名簿
- （３）部会の事業計画書及び収支予算書
- （４）その他市長が必要と認める書類

〔※事業実績書の場合〕

- （１）部会の事業実績書及び収支決算書（案でも可）
- （２）農家別実績明細書
- （３）ゲノミック評価結果
- （４）個体識別情報（肥育素牛に対しゲノミック評価を実施した場合のみ）
- （５）その他市長が必要と認める書類

畜産競争力強化対策整備事業計画書（実績書）

1 事業の目的

2 事業の内容

事業実施 主体名	施設等の 所在地	受益		事業内容 (工種、施設区分、構 造、規格、能力等)	事業量 (単価、回数、基数、 台数、面積等)	事業費	負担区分		備考
		戸数	面積・頭・ 羽数				市補助金	その他	
		戸	ha、頭、羽			円	円	円	
合 計									

3 事業の施行期間

着手（予定） 年 月 日

完了（予定） 年 月 日

4 補助金交付申請額の算出基礎

5 収支予算（精算）

（１）収入の部

（単位：円）

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減 (△は減額)	備 考
市補助金				
計				

（２）支出の部

（単位：円）

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減 (△は減額)	備 考
計				

6 添付書類

（１）実施計画書

（２）事業実施主体が法人、任意団体の場合は定款又は規約

（３）受益面積（予定）、機械施設設置場所をおとした図面、年間利用計画、作業体系図、
規模決定根拠、カタログ、見積書、機械・施設の管理運営に関する規程

（４）実施設計書（実績報告の場合は出来高設計書）

（５）その他市長が必要と認める書類

受精卵集中移植事業計画書（実績書）

1 事業の目的（実績）

2 事業の内容

3 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 事業実施計画（実績）

（1）方針

（2）和牛受精卵購入計画（実績）

（単位：戸、頭、円）

区 分	購入（予定） 農家数	購入（予定）数	1卵（本）当 たり補助単価	補助金 申請（実績）額
和牛受精卵				

（3）和牛受精卵採卵計画（実績）

（単位：戸、頭、円）

区 分	実施（予定） 農家数	実施（予定）回 数	1回当たり補助 単価	補助金 申請（実績）額
和牛受精卵採卵				

5 収支予算（精算）

（１）収入の部

（単位：円）

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減 (△は減額)	備 考
市補助金				
計				

（２）支出の部

（単位：円）

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減 (△は減額)	備 考
購入費助成金				
計				

6 添付書類

〔※事業計画書の場合〕

- （１）部会規約
- （２）部会員名簿
- （３）部会の事業計画書及び収支予算書
- （４）その他市長が必要と認める書類

〔※事業実績書の場合〕

- （１）部会の事業実績書収支決算書（案でも可）
- （２）農家別実績明細書
- （３）和牛受精卵を購入したことが分かる書類（受精卵証明書・移植証明書・納品書等）
- （４）和牛受精卵を採卵したことの分かる書類（採卵実施報告書・請求書等）
- （５）その他市長が必要と認める書類

様式第3（第5条関係）

新城市畜産振興事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

新城市長
（ 公 印 省 略 ）

年 月 日付けの新城市畜産振興事業補助金の交付の申請につきまして、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

- 1 補助金の種類
- 2 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 3 補助事業に要する経費
- 4 補助金の交付決定額
- 5 補助事業の経費の配分及びその使用方法
- 6 交付の条件

様式第 4（第 6 条関係）

新城市畜産振興事業補助金交付変更申請書

年 月 日

新城市長

申請者
住所
氏名
連絡先

年 月 日付け 第 号で通知のありました新城市畜産振興事業補助金の交付の決定につきまして、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 補助金の種類
- 2 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由
- 5 添付書類

変更計画書

（注）様式第 2 により、変更前と変更後の内容が対比できるように作成すること。

様式第 5（第 6 条関係）

新城市畜産振興事業補助金交付変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

新城市長
（ 公 印 省 略 ）

年 月 日付けの新城市畜産振興事業補助金の交付の変更申請につきまして
は、その内容を承認し、次のとおり交付の決定を変更することにしましたので通知します。

- 1 補助金の種類
- 2 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 3 交付決定の変更の内容
- 4 交付決定の変更の理由
- 5 補助金の交付決定額
- 6 交付の条件

様式第 6（第 7 条関係）

新城市畜産振興事業補助金補助事業中止（廃止）申請書

年 月 日

新城市長

申請者
住所
氏名
連絡先

年 月 日付け 第 号で通知のありました新城市畜産振興事業補助金の交付の決定につきまして、次の理由により補助事業を中止（廃止）したいので申請します。

- 1 補助金の種類
- 2 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 3 補助事業を中止（廃止）する理由

様式第 7（第 7 条関係）

新城市畜産振興事業補助金補助事業中止（廃止）承認通知書

第 号
年 月 日

様

新城市長
（ 公 印 省 略 ）

年 月 日付けの新城市畜産振興事業補助金補助事業中止（廃止）申請につきましては、その内容を承認しましたので通知します。

- 1 補助金の種類
- 2 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 3 補助事業を中止（廃止）する理由

様式第 8（第 8 条関係）

新城市畜産振興事業補助金補助事業着手（完了）報告書

年 月 日

新城市長

報告者
住所
氏名
連絡先

年 月 日付け 第 号で通知のありました新城市畜産振興事業補助金の交付の決定につきまして、次のとおり補助事業に着手した（補助事業を完了した）ので報告します。

- 1 補助金の種類
- 2 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 3 着手年月日
- 4 完了（予定）年月日
- 5 添付書類
契約書の写し（完了報告にあっては、納品書等の写し）

様式第 9（第 9 条関係）

新城市畜産振興事業実績報告書

年 月 日

新城市長

報告者
住所
氏名
連絡先

年 月 日付け 第 号で通知のありました新城市畜産振興事業補助金の交付の決定につきまして、次のとおり補助事業の実績を報告します。

- 1 補助金の種類
- 2 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 3 補助事業の施行期間
- 4 補助事業の効果
- 5 補助事業の総額（精算額）
- 6 添付書類
 - （１）事業実績書（様式第 2 の●）
 - （２）その他市長が必要と認める書類

様式第 10（第 10 条関係）

新城市畜産振興事業補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

新城市長
（ 公 印 省 略 ）

年 月 日付けで報告のありました補助事業につきまして、次のとおり新城市畜産振興事業補助金の額を確定しましたので通知します。

- 1 補助金の種類
- 2 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 3 補助金の交付決定額
- 4 補助金の交付確定額
- 5 備考

様式第 1 1 (第 1 1 条関係)

新城市畜産振興事業補助金交付請求書

年 月 日

新城市長

請求者

住所

氏名

印

連絡先

年 月 日付け 第 号で確定(決定)の通知がありました新城市畜産振興事業補助金につきまして、次のとおり交付を請求します。

1 補助金の種類

2 補助事業の対象となる事業及びその内容

3 補助金の交付請求額

金 円

概算払による場合	
交付決定額	円
既受領額	円
今回請求額	円
残 額	円

4 交付の方法

次の口座に振込みをしてください。

〈振込先口座〉

金融機関名

農協・銀行・信用金庫

店名

支店

預金種目

普通・当座

口座番号

口座名義(カナ)

様式第 1 2 (第 1 2 条関係)

新城市畜産振興事業補助金交付取消決定通知書

第 号
年 月 日

様

新城市長
(公 印 省 略)

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした新城市畜産振興事業補助金
につきましては、次のとおり交付の取消を決定したので通知します。

- 1 補助金の種類
- 2 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 3 交付の取消をする理由及び内容
- 4 補助金の交付取消決定額
金 円